

# 北里大学北里会文化会会則

昭和50年 5月 1日 制定  
昭和52年 5月20日 改正  
昭和58年 4月 1日 改正  
平成 2年 4月 1日 改正  
平成 6年 3月11日 改正  
平成 9年 3月11日 改正  
平成14年12月20日 改正  
平成19年 4月 1日 改正  
平成24年 4月 1日 改正  
2019 年 4月 1日 改正  
2023 年 2月24日 改正

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 組織及び運営（第5条・第6条）
- 第3章 文化会運営会議（第7条）
- 第4章 学生委員会（第8条—第13条）
- 第5章 地区連絡協議会（第14条）
- 第6章 総会（第15条—第19条）
- 第7章 部長会（第20条）
- 第8章 会計監査委員会（第21条—第24条）
- 第9章 所属団体（第25条—第27条）
- 第10章 賞罰（第28条）
- 第11章 会計（第29条—第31条）
- 第12章 補則（第32条）
- 附則

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、北里大学北里会文化会と称する。

（本会の目的）

第2条 本会は、北里大学北里会会則（以下「本則」という。）第2条の精神により会員が所属学部の違いを超えて友情を高め、文化の創造を通じ、より充実した大学生活を実現することを目的とする。

（会員）

第3条 本会の会員は、本則第4条第1項第1号に規定する正会員（イを除く。）で本会所

属団体に加入登録した者とする。

(課外活動)

第4条 本会所属団体は、各北里会文化系団体と交流し、全学的課外活動を行うことができる。

2 本会所属団体が主催する課外活動に各北里会の文化系団体が合同する場合は、各北里会会長の承認を必要とする。

3 本会所属団体が他の北里会文化系団体の主催する課外活動に合同する場合は、会長の承認を必要とする。

## 第2章 組織及び運営

(組織及び運営)

第5条 本会に、本則第5条第1項第2号により会長を置く。

2 会長の任期は2年とし、選出に当たっては部長会で推薦し、北里会会長が任命する。ただし、再任を妨げない。

3 会長は、会務を統轄し、本会を代表する。

4 会長は、本会所属団体の部長の中から、副会長若干名及び会計監査委員1人を指名する。ただし、副会長は、会計監査委員を兼務することはできない。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 部長は、会長、副会長を補佐し、当該団体の運営指導に当たる。

(機関)

第6条 本会に、次の機関を置き、運営に当たる。

(1) 文化会運営会議

(2) 学生委員会

(3) 地区連絡協議会

(4) 総会

(5) 部長会

(6) 会計監査委員会

## 第3章 文化会運営会議

第7条 本会に、文化会運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、会長、副会長及びこれと同数の第9条に規定する学生委員会委員の代表をもって構成し、会長、副会長、学生委員会又は会計監査委員会のいずれかから要請があった場合に開催することができる。運営会議は、会長が招集し、議長となる。

3 運営会議は、予算の立案及び決算並びに団体の存続等本会の運営に関する全般的事項を審議し、所定の手続を経て執行する。

4 運営会議の定足数は、構成委員の3分の2以上とし、議決は、出席構成委員の過半数の同意を必要とする。

## 第4章 学生委員会

(設置)

第8条 本会を円滑に運営するために、学生からなる学生委員会を置く。

2 学生委員会細則は、別に定める。

(構成)

第9条 学生委員会は、次の委員（総計10人以内）をもって構成する。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人以内
- (3) 総務及び財務 若干名
- (4) 委員 若干名

(委員の任命)

第10条 前条の学生委員会委員は、総会及び運営会議の議を経て会長が任命する。

(業務)

第11条 学生委員会は、次の業務を行う。

- (1) 総会の開催に関する事項
- (2) 総会の議題に関する事項
- (3) 予算の立案及び決算に関する事項
- (4) 会長が諮問した事項
- (5) 諸会議議事録の作成及び会長への提出
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

(委員の任期)

第12条 学生委員会委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年とする。

(任期満了後の取扱い)

第13条 学生委員会委員は、任期満了後も新学生委員会委員が選出されるまで業務を担当する。

#### 第5章 地区連絡協議会

第14条 本会の連絡調整を円滑にするため地区連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、白金及び相模原それぞれの地区の学生委員会委員及び本会所属団体の代表者をもって構成する。

3 協議会は、必要に応じて開催し、それぞれの地区の学生委員会委員が招集する。

#### 第6章 総会

(総会)

第15条 総会は、本会所属学生による最高議決機関であり、学生委員会委員及び本会所属各団体の代表者2人をもって構成する。

(開催)

第16条 総会は、次の場合学生委員会委員長が開催する。なお、会長が必要と認めた場合、会長及び副会長は、総会に出席することができる。

- (1) 毎学期の定例会

- (2) 本会所属団体の3分の1以上から要請があった場合
- (3) 会計監査委員会学生委員から要請があった場合
- (4) 学生委員会委員長が必要と認めた場合
- (5) 会長が必要と認めた場合

2 総会の議長は、総会において選出する。

(公示等)

第17条 総会の招集に当たり、学生委員会委員長は、1週間前までに開催日時、場所、議題その他必要な事項を会長の承認を得て、公示するとともに本会所属団体に招集通知を出すものとする。

(審議事項)

第18条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 第9条の学生委員会委員の選出
- (2) 会計監査委員会学生委員の選出
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 本会に加入を希望する団体に関する事項
- (5) 全学的行事への参加及び委員選出に関する事項
- (6) 本会会則の改正に関する事項
- (7) その他本会に関する重要事項

2 学生委員会委員長は、総会終了後1週間以内に議事録を会長へ提出し、承認を得て、議決事項を公示しなければならない。

(議決)

第19条 総会の定足数は、本会所属団体の3分の2以上とする。

2 投票権は、本会所属団体1票とし、出席団体の過半数をもって議決する。

3 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 やむを得ない事由により、総会に出席できない団体は、開催3日前までにその旨学生委員会委員長に届け出なければならない。ただし、委任状は、認めない。

5 学生委員会委員のリコールは、第16条第1項第2号によって開催された総会において重要決議事項として出席団体の3分の2以上をもって議決する。

## 第7章 部長会

第20条 会長は、必要により部長会を開くことができる。

2 部長会は、本会所属団体の部長をもって構成する。

3 部長会は、本会の運営について検討し、課外活動の指導方針及び会長の推薦について審議する。

4 会長は、部長会の内容を運営会議に報告する。

## 第8章 会計監査委員会

(会計監査委員会)

第21条 会計監査委員会は、本会の収支を監査する機関で、会長が指名した部長1人及

び総会で選出された学生委員2人の計3人で構成する。

(兼務禁止)

第22条 会計監査委員は、運営会議構成員を兼務することはできない。

(監査)

第23条 会計監査委員会は、年度末監査及び会計監査委員会が必要と認めた場合監査を行う。

(監査結果の公示)

第24条 会計監査委員会は、監査結果を総会及び会長に報告し、それぞれの承認を得て北里会会員に公示しなければならない。

## 第9章 所属団体

(所属団体)

第25条 本会所属団体は、部員数15人以上で複数学部の学生から構成されなければならない。ただし、既存の本会所属団体がこの条件を欠き、かつ改善の意欲が見られない事情が生じた場合、会長は、総会及び運営会議の議を経て、公認団体の準公認団体への降格並びに準公認団体の解散を命ずることができる。

2 本会所属団体の部長は、本則第5条第1項第3号及び第6条第3項第2号により学生から推薦された教職員となる。

3 本会所属団体の学生代表は、学生責任者とする。

(結成)

第26条 本則第4条第1項第1号に規定する正会員（イを除く。）が本会に所属する団体を結成しようとするときは、所定の団体結成願を学生委員会に提出し、総会及び運営会議の議を経て会長の承認を得なければならない。

2 会長は、承認に際し、団体結成に関する学内規程による北里会会長の許可を必要とする。

3 会長が結成を承認した団体は、準公認団体として活動が認められる。

4 準公認団体の活動は、公認団体に準じて取扱うが、クラブ援助金の支給を受けることができない。

5 準公認団体は、許可日から原則として満1年を経過した年度の次年度に、公認団体への昇格を申請することができる。

6 準公認団体から公認団体への昇格は、総会及び運営会議の議を経て会長の承認を得なければならない。

(変更、解散及び更新)

第27条 本会所属団体が届出記載事項の変更、又は団体を解散しようとする場合は、所定の手続を経て、会長の承認を得なければならない。

2 本会所属団体は、毎年4月末日までに、団体結成更新願の手続を前2条に準じて行わなければならない。

3 団体結成更新願の手続を怠った場合は、団体存続の意思なきものと認め、団体を解散

したものとして処理する。

#### 第10章 賞罰

第28条 本会所属団体又は会員で本会発展に顕著な功績があった場合、表彰することができる。ただし、本会に所属していない学部学生であっても、本会発展に特に顕著な功績があった場合、表彰することがある。

2 本会所属団体又は会員に不都合な行為があった場合は、これを懲戒することがある。懲戒は、譴責、謹慎、活動停止、準公認団体への降格及び除名の処分とする。

3 表彰に関しては、総会及び運営会議で審議し、決定する。

4 懲戒に関する事案を運営会議に付議する場合には、会長は、事前に北里会会長の承認を得た後、運営会議にて処分案を取りまとめ、北里会会長宛上申しなければならない。処分決定等詳細及び処分解除に係る取扱いは本則による。

#### 第11章 会計

(会計)

第29条 本会の会計年度は、本則第12条に基づいて毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(経費)

第30条 本会の経費は、北里大学北里会中央会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(予算)

第31条 本会の予算の立案は、学生委員会で行い、総会及び運営会議の議を経て会長が決定する。

2 予算は、前年度の会計報告について会計監査委員会が行う監査終了後でなければ執行できない。

#### 第12章 補則

第32条 本会則を改正する場合は、会長が、副会長及びこれと同数の第9条の学生委員会委員からなる会則改正委員会を組織して審議し、所定の手続を経て改正する。

附 則

本会則は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則

本会則は、昭和52年5月20日から施行する。

附 則

本会則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成14年12月20日から施行する。

附 則

本会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、2019年4月1日から施行する。

附 則（北学総第 2022-14099号）

本会則は、2023年4月1日から施行する。